

会則

日本拳法会

日本拳法会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会の名称は、日本拳法会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は大阪市北区西天満6丁目8番2号ヤノシゲビル201号室に置く

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本拳法創始者・澤山宗海宗家を始祖とする日本拳法の道統を継承し研究並びに普及・発展を図ると共に、修練を通して人間形成を行い、もって青少年の健全なる心身の育成に寄与し、会員相互の友愛と親和の輪を広げ世界平和に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成するために次の事業を行う。

- (1) 日本拳法の技術及びその指導方法に関する研究及び講習をし、普及及び発展をはかること。
- (2) 日本拳法の段級位の允許
- (3) 日本拳法の各種大会を主催及び後援すること。
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 会員は個人会員・団体会員・名誉会員・賛助会員とする。

- (1) 個人会員は、日本拳法の修法者で本会に登録し部長会の承認を受けた者とする。
- (2) 団体会員は、本会に登録し部長会の承認を受けたものとする。尚、2年に一度登録を必要とする。
- (3) 部長会の決定により、名誉会員・賛助会員をおくことができる。
- (4) 会員が退会しようとする時は、会長宛に退会届を提出しなければならない。尚この場合に於いて再登録を受けない団体会員は、退会したものとみなす。
- (5) 本会の名誉を著しく傷つけた個人会員又は、団体会員は部長会の議を経て除名することができる。
- (6) 退会し、又は除名された会員が、既に納入した会費その他の金品はこれを返還しない。
- (7) 会員が休会しようとする時は、その旨を会長宛に届け出て承認をうけるものと

する。

第4章 組織

(組織)

第6条 本会は会長の下に本部を置き、支部を各地に設けることができる。

- (1) 学校及びその他の団体における日本拳法部は支部に準ずる。
- (2) 一定地区内に複数の支部がある時は支部連合会或いは連盟を設置する。
- (3) 本会に、社会人連盟・学生連盟・高等学校連盟・少年連盟・実業団連盟・女性連盟を設置する。

(支部)

第7条 本会の支部は本会員の指導の下に修法者が相当数に達したときに本会に願い書を提出し部長会の承認を得るものとする。

- 2 本会支部は支部規則、会員名簿を当該連盟に報告しなければならない。

第5章 役員

(役員の種別及び任期)

第8条 本会に次の役員を置きその任期は2年とする。但し再任を妨げない。

会長	1名
昇段級審議会議長	1名
副会長	若干名
局長	若干名
審判団長	1名
部長	若干名
昇段級審議会副議長	若干名
監事	3名

(役員の選出方法)

第9条 会長は幹部役員会が推薦し、部長会の同意を得て決定する。

- 2 その他の役員は部長会の同意を得て会長が任命する。但し第6条(3)の組織代表者は各組織の推薦により会長が任命し、本会の部長とする。
- 3 役員に欠員が生じた場合は、前2項の手続きを経て決定する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 役員は任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なおその職務を行う。
- 5 監事は部長会で決定する。

(定年)

第10条 第8条に定める役員の定年は、次の通りとする。

会長は満75歳・昇段級審議会議長及び副会長は満72歳・その他の役員は満70歳とする。但し役員が定年によって退任する場合は、その任期満了の日とする。

(顧問・相談役・参与・参事・幹事)

第11条 本会に顧問・相談役・参与・参事・幹事を置くことができる。

- 2 顧問・相談役は幹部役員会が推薦し、部長会の同意を得て決定する
- 3 顧問・相談役・参与・参事・幹事の任期は2年とする。但し再任することができる。

第6章 会務

(会務)

- 第12条 会長は本会を代表すると共に日本拳法段級の允許権を有し、会務を総括する。
- 2 昇段級審議会議長は昇段級に関する業務を統括する。
 - 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、あらかじめ会長が定めた順位により会長の職務を代行する。
 - 4 局長、審判団長、部長は幹部役員会で作案し、部長会で決定した任務を分掌する。
 - 5 昇段級審議会副議長は議長を補佐し、議長に事故ある時は、あらかじめ議長が定めた順位により議長の職務を代行する。
 - 6 監事は監査を行う。

第7章 会議

(会議)

- 第13条 本会の会議は、幹部役員会、昇段級審議会、部長会、拡大役員会とする。
- 2 幹部役員会は、会長、副会長、昇段級審議会議長、局長、審判団長をもって構成し、会の基本的な方針及び重要事項、部長以上の人事について審議する。
この会の事務は、総務部が担当する。
 - 3 昇段級審議会は昇段級審議会議長及び副議長、審議員をもって構成し、昇段級の允許について審議する。審議については、昇段級審議規定による。
 - 4 部長会は会長、副会長、昇段級審議会議長、局長、審判団長及び部の組織を有する部長以上の役員で構成し、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び予算
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) 各部相互間の連絡ならびに情報交換及び新規加盟に関すること。
 - (4) その他部長会で必要と認める事項
 - (5) 会議は会長が収集し議長となる。但し、昇段級審議会は昇段級審議会議長が招集し議長となる
 - (6) 会議の開催はその構成員の過半数をもって成立し、会議の議決は出席者の過半数をもって成立する。但し、賛否同数の場合は、会長又は議長が決する。
 - (7) 会長は、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第14条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 登録料
- (3) 審査料
- (4) 允許料
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(会費)

第15条 会費、登録料、允許料等の額については別に定める。

(会計)

第16条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

- 2 金銭の出納及び保管は常に明確に行い、毎年1回監事の意見書を添えて部長会に報告しなければならない。

第9章 委任及び会則の変更

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が部長会にはかり別に定める。

(会則の改廃)

第18条 本会則の改廃は部長会構成員の3分の2以上の賛同を得なければならない。

付 則

- 1. この会則は昭和8年1月1日から施行する。
- 2. この改正会則は昭和27年1月1日から施行する。
- 3. この改正会則は平成14年6月8日から施行する。